

『ハイレベル 刑法』(KU18158)

訂正表

2024年02月20日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 26	上から6行目	誤 <u>強制わいせつ等致死傷罪</u> (181条)	2024/02/20
		正 <u>不同意わいせつ等致死傷罪</u> (181条)	
P. 40	(5)③ 上から4行目	誤 かつて、判例は、 <u>強制わいせつ罪</u> (176条) を……、後に…… <u>強制わいせつ罪</u> が成立するとした (最大判平 29. 11. 29)。	2024/02/20
		正 かつて、判例は、 <u>(旧) 強制わいせつ罪</u> (176条) を……、後に…… <u>強制わいせつ罪 (現・不同意わいせつ罪)</u> が成立するとした (最大判平 29. 11. 29)。	
P. 70	表・4行2列	誤 <u>13歳未満の者に対する強制性交等罪等</u>	2024/02/20
		正 <u>16歳未満の者 (原則) に対する不同意性交等罪等</u>	
P. 128	5 上から4行目	誤 Bは <u>強制性交等罪</u> の共同正犯となるか	2024/02/20
		正 Bは <u>不同意性交等罪</u> の共同正犯となるか	
P. 176	上から1行目	誤 <u>軽微な犯罪 (侮辱罪 (231条) など)</u> では、犯罪組成物件以外の物は、特別の規定がなければ没収できない (20条)。	2022/07/19
		正 <u>軽微な犯罪</u> では、犯罪組成物件以外の物は、特別の規定がなければ没収できない (20条)。	
P. 183	5 (4) 上から2行目	誤 [強盗罪・事後強盗罪・ <u>強制性交等罪</u> ・ <u>強制わいせつ罪</u>]	2024/02/20
		正 [強盗罪・事後強盗罪・ <u>不同意性交等罪</u> ・ <u>不同意わいせつ罪</u>]	
P. 196	上から5行目	誤 別個の保護法益を含む <u>強制性交等致傷罪</u>	2024/02/20
		正 別個の保護法益を含む <u>不同意性交等致傷罪</u>	
P. 196	(6)ア 下から3行目	誤 <u>強制性交等罪</u> (177条) , <u>強制わいせつ罪</u> (176条)	2024/02/20
		正 <u>不同意性交等罪</u> (177条) , <u>不同意わいせつ罪</u> (176条)	
P. 197	表・5行4列 (最狭義の暴行・該当する犯罪類型)	誤 <u>強制わいせつ罪</u> (176) <u>強制性交等罪</u> (177)	2024/02/20
		正 <u>不同意わいせつ罪</u> (176 I ①) <u>不同意性交等罪</u> (177 I)	
P. 208	下から2行目	誤 <u>強制性交等罪</u> (177条) , 強盗罪 (236条)	2024/02/20
		正 <u>不同意わいせつ罪</u> (176条1項1号) , <u>不同意性交等罪</u> (177条1項・176条1項1号) , 強盗罪 (236条)	
P. 208	表・4行3列 (最狭義・該当する犯罪類型)	誤 <u>強制性交等罪</u> (177) 強盗罪 (236) 事後強盗罪 (238)	2024/02/20
		正 <u>不同意わいせつ罪</u> (176 I ①) <u>不同意性交等罪</u> (177 I) 強盗罪 (236) 事後強盗罪 (238)	
P. 227	(3) 上から1行目	誤 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>拘留または科料</u> に処する (231条)。	2022/07/19
		正 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料</u> に処する (231条)。	
P. 249	4 (1) 下から2行目	誤 強盗・ <u>強制性交等罪</u> (241条) という	2024/02/20
		正 強盗・ <u>不同意性交等罪</u> (241条) という	

P. 251	5 (1) 下から2行目	誤	この点において、 <u>「抗拒不能に乗じ」</u> した場合にも成立する <u>準強制わいせつ罪</u> や <u>準強制性交等罪</u> (178条) と異なる。	2024/02/20
		正	この点において、 <u>「相手方が同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」</u> に <u>「あることに乗じて」</u> 、 <u>わいせつな行為や性交等</u> をした場合にも成立する <u>不同意わいせつ罪</u> (176条1項) や <u>不同意性交等罪</u> (177条1項) と異なる。	
P. 249	4 (1) 下から2行目	誤	強盗・ <u>強制性交等罪</u> (241条) でいう	2024/02/20
		正	強盗・ <u>不同意性交等罪</u> (241条) でいう	
P. 254	7	誤	<u>強盗・強制性交等罪</u> 、 <u>強盗・強制性交等致死罪</u> (241条)	2024/02/20
		正	<u>強盗・不同意性交等罪</u> 、 <u>強盗・不同意性交等致死罪</u> (241条)	
P. 254	7 上から1行目	誤	<u>強制性交等罪</u> もしくはその未遂をも犯したとき、または、 <u>強制性交等罪</u> もしくはその未遂を犯した者が…… (241条1項)。…… (同条3項)。 <u>強制性交等罪</u> 、 <u>強盗罪</u> のいずれもが未遂であるときは、	2024/02/20
		正	<u>不同意性交等罪</u> (177条) もしくはその未遂をも犯したとき、または、 <u>不同意性交等罪</u> もしくはその未遂を犯した者が…… (241条1項)。…… (同条3項)。 <u>不同意性交等罪</u> 、 <u>強盗罪</u> のいずれもが未遂であるときは、	
P. 254	7 (1) 上から1行目	誤	強盗犯が <u>強制性交等</u> をする行為、および <u>強制性交等</u> の犯人が強盗をする行為の悪質性	2024/02/20
		正	強盗犯が <u>不同意性交等</u> をする行為、および <u>不同意性交等</u> の犯人が強盗をする行為の悪質性	
P. 254	7 (2)	誤	<u>強盗・強制性交等罪</u> (241条1項)	2024/02/20
		正	<u>強盗・不同意性交等罪</u> (241条1項)	
P. 254	7 (2)ア 上から3行目	誤	<u>強制性交等</u> をすることにより既遂となる。これに対して本条2項は、 <u>強制性交等</u> をした後……を想定している。2017 (平成29年) 改正前は、 <u>強制性交等</u> をした後に	2024/02/20
		正	<u>不同意性交等</u> をすることにより既遂となる。これに対して本条1項後段は、 <u>不同意性交等</u> をした後……を想定している。2017 (平成29年) 改正前は、 <u>不同意性交等</u> をした後に	
P. 255	7 (2)イ 上から1行目	誤	本条1項前段は、強盗犯人 (未遂を含む) が、177条の <u>強制性交等罪</u> のほか、 <u>178条2項の準強制性交等罪</u> を犯した場合と (最判昭 30.12.23 参照)、その未遂を犯した場合である。 <u>強制性交等</u> の行為は、	2024/02/20
		正	本条1項前段は、強盗犯人 (未遂を含む) が、177条の <u>不同意性交等罪</u> を犯した場合と、その未遂を犯した場合である。 <u>不同意性交等</u> の行為は、	
P. 255	7 (2)イ 上から5行目	誤	本条1項後段は、 <u>強制性交等</u> の犯人が、	2024/02/20
		正	本条1項後段は、 <u>不同意性交等</u> の犯人が、	
P. 255	7 (3)	誤	<u>強盗・強制性交等致死罪</u> (241条3項)	2024/02/20
		正	<u>強盗・不同意性交等致死罪</u> (241条3項)	
P. 255	7 (3) 上から1行目	誤	「第1項の罪に <u>あたる行為により</u> 」…… (通説)。したがって、強盗・ <u>強制性交等罪</u> の犯人が……強盗殺人罪 (240条後段) と強盗・ <u>強制性交等罪</u> (241条1項) の観念的競合	2024/02/20
		正	「第1項の罪に <u>当たる行為により</u> 」…… (通説)。したがって、強盗・ <u>不同意性交等罪</u> の犯人が……強盗殺人罪 (240条後段) と強盗・ <u>不同意性交等罪</u> (241条1項) の観念的競合	
P. 255	7 (3) 上から6行目	誤	判例は、強盗・ <u>強制性交等罪</u> のみが	2024/02/20
		正	判例は、強盗・ <u>不同意性交等罪</u> のみが	
P. 255	7 (4)	誤	強盗罪、 <u>強制性交等罪</u> のいずれもが、	2024/02/20

	上から1行目	正	強盗罪, <u>不同意性交等罪</u> のいずれもが,	
--	--------	---	-----------------------------	--

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。